標柱十八号から一〇四度三二分四九秒
一・一四三メートルの地点　十九号
標柱十九号から一五度三二分五七秒
一七・四七四メートルの地点　二十号
標柱二十号から一〇度〇分三二秒
四・〇六八メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一〇六度五八分五秒
〇・四六九メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一五度二二分三〇秒
一七・二八六メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二〇度二三分二六秒
四・七四四メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一〇度二七分五二秒
一七・八二二メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から三五度四六分四五秒
七・八四五メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から三三六度三三分四三秒
一六・七〇九メートルの地点　二十七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中相田川右支渓一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区武田山山本町六一林班ろ小班地内三等三角点武田山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から五度五一分三一秒
七八四・二〇二メートルの地点　一号
標柱一号から二二八度二七分四一秒
七・八五八メートルの地点　二号
標柱二号から一五八度一〇分八秒
八・二一五メートルの地点　三号
標柱三号から一五九度二二分二二秒
三・二〇八メートルの地点　四号
標柱四号から一八三度四八分四二秒
三・〇二四メートルの地点　五号
標柱五号から一四九度八分二九秒
四・八六二メートルの地点　六号
標柱六号から一三八度一二分五一秒
三・八〇九メートルの地点　七号
標柱七号から一三七度一〇分四一秒
〇・八九三メートルの地点　八号
標柱八号から一二九度三六分五三秒
四・六八六メートルの地点　九号
標柱九号から一三二度二四分五一秒
一・三一七メートルの地点　十号
標柱十号から一五三度一一分六秒
二・九七三メートルの地点　十一号
標柱十一号から一二九度五一分五七秒
一〇・三二八メートルの地点　十二号
標柱十二号から一五六度三九分五六秒
二・五四七メートルの地点　十三号
標柱十三号から一三九度二三分一七秒
八・二〇七メートルの地点　十四号
標柱十四号から一六〇度五一分四秒
三・六〇三メートルの地点　十五号
標柱十五号から一二六度三〇分一七秒
六・七七八メートルの地点　十六号
標柱十六号から一四一度八分三六秒
一・〇九〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から三七度一一分一九秒
一・六一八メートルの地点　十八号
標柱十八号から三七度一二分三六秒
五・七六〇メートルの地点　十九号
標柱十九号から一二七度一一分五九秒
五・〇七四メートルの地点　二十号
標柱二十号から二一七度一二分一〇秒
三・二〇〇メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一一〇度三五分一三秒
七・三五一メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一五六度一二分三四秒
八・三二四メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一〇二度四四分五〇秒
五・四六六メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から九五度二〇分二〇秒
四・六三二メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一二一度一分四九秒
四・一三〇メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一四二度四〇分四六秒
六・〇二七メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二一四度〇分三六秒
三八・一三四メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から二三一度三一分一秒
一四・九三四メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一九〇度二四分四六秒
二四・四五〇メートルの地点　三十号
標柱三十号から四度〇分〇秒
二・〇五〇メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から三五五度二三分八秒
二七・四〇九メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から三三九度三分三秒
六・〇五五メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から三一二度一一分四〇秒
九・〇五八メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から三一二度一〇分四九秒
五・四九一メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から五度五八分五九秒
二・三二二メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から三五一度一六分八秒
四・〇三二メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から三四八度三分二六秒
二・四五〇メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から三三九度二分一四秒
六・六六一メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から三三七度三六分一六秒
一六・五六四メートルの地点　四十号
標柱四十号から三三六度四七分三〇秒
一六・九七九メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から三三一度一六分二六秒
三・九九七メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から三〇四度二九分六秒
三・三九八メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から三〇七度五四分二四秒
二・八六三メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から二九三度四四分五四秒
三・六四〇メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から二八六度四九分三八秒
一一・八六九メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から三〇六度二五分一九秒
四・五二七メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から三四三度一三分五二秒
三・四七〇メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から九度四二分四八秒
五・四七七メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から二六度三三分二一秒
一一・一一〇メートルの地点　五十号
標柱五十号から一五度二二分四九秒
六・四二一メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から三四八度四七分一六秒
四・〇二二メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から四六度五五分七秒
七・九二一メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から五八度二六分三秒
七・六七〇メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から一二九度一三分一〇秒
二・一九〇メートルの地点　五十五号
標柱五十五号から一一度二四分一一秒
二・九三八メートルの地点　五十六号
標柱五十六号から九八度一分三四秒
三・三五二メートルの地点　五十七号
標柱五十七号から二二度三四分五秒
〇・六八〇メートルの地点　五十八号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古川右支渓二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から九九度五四分二六秒
一二三四・〇一六メートルの地点　一号
標柱一号から三三六度九分二〇秒
八・九七九メートルの地点　二号
標柱二号から三四二度〇分三九秒
九・三〇六メートルの地点　三号
標柱三号から二八九度二七分四二秒
七・三四一メートルの地点　四号
標柱四号から三六度四四分五三秒
五・九三二メートルの地点　五号
標柱五号から三五度三四分五秒
一・一〇〇メートルの地点　六号
標柱六号から八二度五一分三〇秒
五・五二六メートルの地点　七号
標柱七号から四八度四七分五六秒
一〇・〇〇〇メートルの地点　八号
標柱八号から五五度四五分三六秒
四・九九九メートルの地点　九号
標柱九号から九五度一分三八秒
五・六一五メートルの地点　十号
標柱十号から二七度五三分三五秒
四・九九八メートルの地点　十一号
標柱十一号から六五度四五分二八秒
五・五七二メートルの地点　十二号
標柱十二号から七三度一七分五七秒
一〇・〇〇一メートルの地点　十三号
標柱十三号から一〇一度一二分三六秒
一〇・〇〇〇メートルの地点　十四号
標柱十四号から一〇九度一〇分二一秒
一〇・〇〇〇メートルの地点　十五号